

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正しました。

民法等の一部が改正されたことや、県営住宅への入居を促進するため、県営住宅への入居に関する条例を改正し、令和2年4月1日から施行します。

<改正内容>

- ① 住宅の一部が滅失等により使用できなくなった場合で、入居者の責めによらない場合は、家賃の減額を行うこととしました。
- ② 不正入居により明け渡し請求する際の利率を、年五分の固定利率から、法定利率（民法で規定）に改めました。
- ③ 連帯保証人は県内居住を条件としていましたが、国内居住に改めました。
- ④ 連帯保証人に代わり、家賃等債務保証会社の利用を可能としました。
- ⑤ 「県内に住所又は勤務場所を有すること」の要件を廃止しました。
- ⑥ 県外から就労目的で移住等される方は、単身でも入居可能としました。